

【事例 H25-01-31】大分県

失業者等自殺対策事業

失業者等が厳しい雇用環境に直面し、将来を悲観し自殺企図を起こすことがないよう、県内3か所のハローワーク内に「こころの相談室」を開設し、こころの不安などの相談に対して精神保健福祉士1名が対応した。

【実施主体】大分県

【大綱の分類】経済・生活問題への対応

【事業予算】平成24年度 559千円

【利点】

・相談窓口業務を担当するハローワーク職員の、自殺のサインへの気づきに対する人材育成も兼ねることができる。

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

・警察庁の自殺統計によると、平成10年以降本県の自殺者数は300人前後で推移していたが、平成21年を境に減少傾向となり、平成24年は278人となった。

・近年の厳しい経済情勢のなかで、解雇やリストラ、心の問題で辞めざるを得なかった方等（以下「失業者等」という。）は経済的な問題から自殺に至る場合がある。

【計画を立てる上での工夫・等】

・ハローワークの職員に本事業の意義を理解してもらうことが、円滑な事業実施に最も重要と考え、事業開始前に各ハローワークの窓口担当者等に対して、相談対応する精神保健福祉士を講師に、窓口での対応方法及び相談の流れなどの事前講習を実施した。

・各ハローワークでは、事業開始前から広報チラシを掲載するなど求職者に向けた広報活動を行ったことから事業開始当初から相談依頼があった。

【具体的な内容・実施の過程】

・県内3か所（大分、中津、佐伯）のハローワーク内に、「こころの相談室」を開設し、求職時にこころの不安などの相談に対して精神保健福祉士1名が対応するものである。

・精神保健福祉士は、相談者の話を傾聴した上で、県内の様々な相談窓口や病院紹介など相談者に必要と思われる支援を行う。受付方法は、相談日当日に直接ハローワークの窓口申し込む方式を採用した。

◇相談日・時間 午後1時から午後4時までの3時間

大分 毎月第1, 3水曜日

中津 毎月第2, 4火曜日

佐伯 毎月第2, 4木曜日

・県事業ではあるが、相談場所はハローワーク内にあることから、実際の相談受付業務等はハローワークの職員が担当している。このため、事業実施前に、大分労働局（求職者支援室）、実施する3か所のハローワーク及び県精神保健福祉士協会と事業の円滑な実施に向けた意見交換を行った。

【成 果】

- ▼ 今年度の相談件数の実績は、大分13人、中津13人、佐伯18人の計44人であった。
- ▼ 今回実施したハローワークの中で佐伯での相談者が多かったことは、精神科医療機関等相談窓口が少ないという地域特性が表れたと考える。
- ▼ 相談者の中には、相談したことで就労に繋がった例やこころの不安が取れて求職活動を前向きに考える事ができたという例もあった。

【補 足】

【課 題】 大分、中津、佐伯のみならず、県内全てのハローワークに「こころの相談室」を設置拡充していく必要がある。

【事業種別】 対面型相談支援事業

【準備期間・人数】 不明

【予防段階】 1次

【自治体規模】 人口 118万人（H24年度） 財政規模（不明）

【自治体負担率】 無し

【事業対象】 失業者等

【支援対象】 失業者等

【実施主体・問合せ先】 大分県福祉保健部障害福祉課精神保健福祉班

TEL:097-506-2733

E-mail:a12500@pref.oita.lg.jp

URL : <http://www.pref.oita.jp/>

【参考資料・文献】

(ア) 自殺予防対策（大分県HP）